

## 平成27年第7回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年6月5日（金）午後2時 玉名市役所4階 会議室  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	9番	荒木ひろ子
10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	13番	本田多美子
14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利
18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明	21番	田上 一
22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子
26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了
30番	田上 輝行	31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海	34番	堀田 昌子
35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 松本恒幸

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎  
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主事 野村 由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

### 議 題

第33号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第34号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）  
第35号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第36号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）  
第37号 農地の転用許可申請について（4条許可分）  
第38号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第39号 農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

- 第13号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第14号 農地の形状変更届について
- 第15号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 改めましてこんにちは。ただいまから開会いたしたいと思  
います。現在の委員は、38名中、8番の松本恒幸委員から欠席の届出があつてお  
ります。したがいまして37名出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則  
第6条の規定によりまして、会議は成立しておりますので、ただいまから、平成2  
7年第7回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 東会長から御挨拶をいただきまして、会議規則第4条によ  
りまして議長をお願いし、進行をお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 本日はお忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます  
ました。

それでは、早速ではございますが議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第33号より議第39号までの179件と、報告第13号より  
報告第15号の29件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたし  
ます。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、6番、鶴田委員と7番、永田委員  
をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第33号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたし  
ます。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） それでは、議第33号、農地の所有権移転許可申請につ  
いて。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について  
許可するものとする。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令  
佐。

1番が、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田779㎡を相手方の要望と  
経営拡張による売買です。

2番、青野と横田の申請人で、申請物件が片諏訪の田1,983㎡を労働力不足  
と経営拡張による売買でございます。

3番、熊本市の申請人で、申請物件が中坂門田の畑16,215㎡を子へ贈与するものでございます。

4番、大阪府と下の申請人で、申請物件が下の田1,905㎡を甥へ贈与するものです。

5番、滋賀県大津市と山部田の申請人で、申請物件が下小田の田878㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田115㎡を母の従妹の子へ贈与するものです。

7番、熊本市と横島町の申請人で、申請物件が岱明町の田519㎡を労働力不足と相手方の要望による売買です。

8番、横島町と阿蘇郡、これは南阿蘇村でございます。阿蘇郡南阿蘇村の申請人で、申請物件が横島町の田1,130㎡を次の9番と交換するものです。

9番、阿蘇郡南阿蘇村と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,135㎡を前の8番と交換するものです。なお、南阿蘇村の方は下限面積要件を満たしておりませんが、農業委員会のあっせんによる交換の場合は、一方が適格者であれば農地法施行令第6条第3項第2号により許可可能でございます。

続きまして、10番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,105㎡外6筆、計6,817㎡を子へ贈与するものです。

11番、熊本市と横島町の申請人で、申請物件が横島町の田413㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

12番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田226㎡を子へ贈与するものです。

13番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑365㎡外1筆、計693㎡を次の14番と交換するものです。

14番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑359㎡を前の13番と交換するものでございます。

15番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,087㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

16番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑793㎡外1筆、計1,678㎡を相手方の要望と経営拡張による売買でございます。

以上16件、合計の36,932㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしていると判断いたしましたの

で、御提案いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。1番の案件について説明いたします。

申請者の2名の方はこの地域の中核的農業従事者であり、またJA大浜の役員などを歴任され、リーダー的な存在でもあります。さらに、売買についても基盤整備された農地の価格としてまことに適正だと考えており、また、下限面積も全く問題はありません。よって、当案件は許可相当と判断いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。労力不足と経営拡張ということで、何ら問題はなく許可相当かと思われます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。

譲渡人、譲受人は親子関係であり、子への贈与です。許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○15番（丸山近信君） 15番、丸山です。譲渡人は遠方で高齢のうえに耕作はできないということでですね、甥に贈与するものです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。譲渡人は滋賀県に住んでおられて、こちらに帰ってくるのがないということでですね、現在も譲受人が耕作しているということで、売買になりました。譲受人の下限面積も満たされていますので、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、6番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。譲渡人は譲受人の二従姉妹になる関係で贈与したとの話です。贈与した田んぼが今度圃場整備にかかるので、自分としては労力不足もあるので贈与したということですから、問題はないと判断します。よろしくお願いたします。

○議長（東 令佐君） 7番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番の田上です。本物件は宅地転用した残地ということで、要件も満たしておりますし、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、8番と9番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

- 26番（小島昌文君） 26番、小島です。8番と9番の件について説明します。  
譲渡人と譲受人の便利交換ですので、何ら問題なく許可相当と思います。
- 議長（東 令佐君） 次、10番、どうぞ。
- 27番（植田勇一君） 27番、植田です。10番の案件について説明いたします。  
子どもへの贈与ということで、何ら懸念なきものと思っております。以上です。
- 議長（東 令佐君） 次、11番、どうぞ。
- 29番（三川 了君） 29番、三川です。譲渡人は熊本市内に住んでおられ、労力不足、そしてまた譲受人は幅広く田んぼを作っておられ、経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。
- 議長（東 令佐君） 次、12番から14番まで委員さんが同じですので、続けてどうぞ。
- 31番（米野旨雄君） 31番、米野です。12番の案件について説明いたします。  
親子関係であり、現在一緒に農業をやっておられますので、子への贈与ということで許可相当と思います。  
13番と14番の件について説明いたします。  
お互いの田んぼを交換して、耕作便利のための交換だそうです。許可相当と思われます。以上です。
- 議長（東 令佐君） 次、15番、どうぞ。
- 35番（谷川文武君） 35番、谷川です。持ち主は労力不足、また買い手のほうは経営拡張ということで、施設を運営しておられ、労働力が余ってるということで、これも何ら問題ない件だと思われまます。許可相当だと思っております。よろしくお願ひいたします。
- 議長（東 令佐君） 次、16番、どうぞ。
- 37番（池本信秋君） 37番、池本です。16番の案件について説明いたします。  
譲渡人は相手方の要望、譲受人は経営拡張です。許可相当と判断いたします。
- 議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。  
御意見、御質問はございませんか。  
はい、どうぞ。
- 25番（杉本征子君） 25番、杉本です。15番についてお尋ねいたしますけれども、稼働人員の欄がゼロになっておりますが、これは常時農業従事者が1名以上は必要かと思っておりますけれども、ここは農業従事者はいらっしゃらないのですか。
- 事務局長（福田高広君） いやいや、結局農業法人ということで、名前は農業法人ですけれども施設を運営しておられ、そこの施設の方が労働者としてこの仕事をやっております。だけん、代表者は必ずおるわけですから、このゼロというところは間違

いじやなかろうかと思われます。

○参事（西山美和君） すみません、事務局のほうから説明します。農業生産法人の場合が、許可要件で農作業常時従事要件は不要ですので、何ら問題ありません。

○議長（東 令佐君） 今の問題よろしいですか。  
ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） それではないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第33号については許可することに決定しました。

次に、議第34号、農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第34号、農地の貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番が、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田881㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成27年6月27日から5年間契約するものです。

なお、下限面積要件を超えておりませんが、議題35号1番と関連があり、これを加えると下限面積を満たすこととなります。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田473㎡外1筆、計1,765㎡を労力不足と相手方の要望により、平成27年6月5日から5年間契約するものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,184㎡を労力不足と経営拡張により、平成27年6月5日から5年間契約するものです。

以上3件、合計の3,830㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので御提案いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（永田知博君） 7番、永田です。1番の案件について説明いたします。

ご覧のとおり84歳という高齢であります貸手、そして借手は隣接地のために、相手方の労力不足でもありますので引き受けたということで、問題ないと確認いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。貸人89歳、借人は66歳と、年齢による労力不足と、年齢の差があつて、労力不足ということで相手方に要望をかなえていただいたということでした。報告第13号の20番とも関係があり、何ら問題はないと判断しました。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○36番（岩永幹生君） 36番、岩永です。3番の案件について説明します。

貸人は労力不足、借人は経営拡張で、何ら問題なく許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。この1番ですね、1番のこれは下限面積が3,612㎡てなってますけども。

○7番（永田知博君） 備考欄に書いてありますとおり、35号の1番と関連しておりこれを加えると下限面積を満たします。説明不足で申し訳ありませんでした。よろしいですか。

○16番（田辺信之君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） よかですか。

○16番（田辺信之君） はい、わかりました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請について、2番、3番については原案通り、1番については、議題35号1番が許可されれば下限面積を満たしますので、議題35号1番と同時に許可することで決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第34号の2番、3番については、許可することに決定しました。1番については、議題35号1番が許可となれば同時に許可することに決定しました。

次に、議第35号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第35号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番が大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,563㎡外1筆、計2,468㎡を労力不足と相手方の要望により、平成27年6月5日から10年間契約するものです。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,477㎡外3筆、計17,213㎡を農業者年金受給により、平成27年6月5日から10年間の契約するものです。

3番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田3,070㎡外1筆、計4,052㎡を農業者年金受給により、平成27年6月5日から10年間契約するものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑3,092㎡外11筆、計15,140.14㎡を農業者年金受給により、平成27年6月5日から20年間契約するものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑4,238㎡外1筆、計6,696㎡を農業者年金受給により、平成27年6月27日から15年間契約するものです。

以上5件、合計45,569.14㎡を御提案申し上げております。

農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地の利用をすること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題ないこと、また、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので御提案いたしております。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（永田知博君） 7番、永田です。1番の案件について御説明いたします。

先ほど申し上げましたように議第34号1番と関連がございます。貸手は借手のおじにあたるわけでございまして、親戚関係でございます。本人は今、会社勤めを

しておりますけれども、兼業ではありますが農業に一生懸命に挑戦しております。  
下限面積も満たされますので、許可相当であると判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番と3番は続けてどうぞ。

○9番（荒木ひろ子君） 9番、荒木です。2番、3番の案件の説明をいたします。

申請人は親子で、農業者年金受給のための使用貸借権で、面積も満たされていますので、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○32番（松本哲海君） 32番、松本です。4番の案件について説明いたします。

使用貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のための経営移譲です。下限面積も満たしており、許可相当と判断します。よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 次、5番、どうぞ。

○37番（池本信秋君） 37番、池本です。5番の案件について説明いたします。

貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のためです。下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第35号については、許可することに決定しました。

次に、議第36号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第36号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が松木の田478㎡外2筆、計1,318㎡で、当初宅地分譲する予定でありましたが、医院の用地として賃貸することになったための変更するものでございます。

以上1件、計1,318㎡を御提案申し上げております。地元委員さんと同行の

うえ現地調査を行なっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。本年1月にですね、宅地分譲としての申請があった物件でございますが、先ほど説明があったように賃貸借というふうなことで事業変更でございます。何ら問題なく許可相当でございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第36号について、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第37号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第37号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が松木の田14㎡外1筆、計43㎡で、転用目的が駐車場でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

2番、申請物件が山田の田610㎡で、転用目的が共同住宅です。農地区分は住宅の連単する区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が津留の畑215㎡外1筆、計306㎡で、転用目的が農業用施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が横島町の畑117㎡で、転用目的が通路です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地については原則不許可でございますが、日常生活上又は業務上必要な施設で、

集落に接続して設置されるということで許可可能であると考えております。

以上4件、合計の1,076㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。

また、地元委員さん同行のうえ現地調査を行なっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたしますが、1番については始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○係長（上村健也君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

ちょうど半年ぐらい前の昨年12月にですね、駐車場の土地というふうなことで利用中でございます。西側が農地、田んぼで、南側は自分の田んぼというふうなことです。どちらとも流出はブロックで擁壁をしてあるということで、何ら問題はないということで、許可相当でございます。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。2番の議案につきまして説明いたします。

ここは西側を市道が通っており、そこより6mの道路を進入路とするということです。ここは下水が通っておりませんので、給水は市の上水道を利用し、下水は合併浄化槽を造って水路に合流するということを聞いております。これは議第38号の7番と関連しておりますが、またそこでも話をしたいと思いますけれども、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○15番（丸山近信君） 15番、丸山です。3番について説明します。

申請地は申請人の居住地の西隣りになります。農業用機械、資材を保管するために倉庫を建設するものです。北と南ともですね、申請人の田と畑になっております。西側は排水路と道路に接していて、雨水のみその排水路に流すということで、被害をおよぼす危険はありません。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番も始末書が添付されておりますので、まず始末書の朗読をお願いいたします。

○係長（上村健也君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは説明をどうぞ、4番の説明。

○28番（植田英男君） 28番、植田です。4番について説明いたします。

申請人の自宅の南側に建築予定の住宅による通路として利用します。雨水は暗渠水路により南側の排水路に流します。造成による土砂の流出、崩壊はないと思います。よって周辺の影響の心配なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第37号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第38号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第38号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が松木の田478㎡外2筆、計1,318㎡で転用目的が医院でございます。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。先ほどの議第36号の1番と関連しております。

2番、申請物件が六田の田330㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

3番、申請物件が築地の田983㎡外3筆、計1,919㎡で、転用目的が宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。

4番、申請物件が築地の畑330㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が築地の畑38㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は、住宅の連たんする区域に隣接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

6番、申請物件が山田の田662㎡で、転用目的が建売住宅です。農地区分は、

上下水管が埋設された道路沿い、かつ教育・医療機関が概ね500m以内に所在する農地で、第3種農地と判断いたしております。

7番、申請物件が山田の田1,164㎡で、転用目的が共同住宅です。農地区分は、住宅の連たんする区域内に隣接する農地で、第2種農地に該当し、ほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。先ほどの議第37号2番と関連しております。

8番、申請物件が大浜町の田106㎡で、転用目的が宅地拡張でございます。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地の区域で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地につきましては原則不許可でございますが、既存の施設の拡張に該当し、許可可能と考えております。

9番、申請物件が岱明町の田257㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断いたしております。なお、この物件は先月取り下げた分の再申請でございます。

10番、申請物件が岱明町の田330㎡で、転用目的が駐車場、農業資材・機材置場及び貸駐車場です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地の区域で、第1種農地と判断いたしておりますが、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能と考えております。

11番、申請物件が岱明町の田493㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地の区域で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地につきましては原則不許可でございますが、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能と考えており、次の12番と関連しております。

12番、申請物件が岱明町の田181㎡で、転用目的が通路でございます。農地区分は第1種農地と判断しておりますが、前の11番の個人住宅につなげるための通路であり、日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能であります。

13番、申請物件が岱明町の畑289㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地の区域で、第1種農地と判断いたしておりますけど、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能と考えております。

14番、申請物件が岱明町の畑330㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分

は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

15番、申請物件が横島町の田1,183㎡外1筆、計3,231㎡で、転用目的が貸資材置場です。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一連の農地の区域で、第1種農地と判断いたしております。第1種農地につきましては原則不許可でございますが、申請地に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能と考えております。

以上15件、合計の10,978㎡を御提案申し上げます。

申請内容及び農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。また、地元委員さんの同行のうえ現地調査を行なっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番から3番まで委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

先ほどの議第36号1番での事業変更に伴う申請物件でございます。何ら問題はありませんので、許可相当でございます。

2番の案件ですが、場所はですね、九州生コンの東側ということで、六田地区の基盤整備がなされたところでございます。北側にはこの譲渡人の農地が少し残っているということでございますが、上下水等は東側の市道側に給排水の埋設をされておりますので、何ら問題なく許可相当でございます。以上です。

○議長（東 令佐君） では、3番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。3番から7番まで、まず3番の案件から説明いたします。

土地の西側に市道が通っております。この市道から6mの所までを進入路とするということで、その中に上下水を通して利用するということでございます。ここは東側が管理をしていらっしゃる農地と接するわけですが、そこに十分な配慮をするように申し入れております。また6区画ですのでちり箱の設置をですね、その確保を業者には私のほうから求めまして、了解を得、また市の担当課とも協議するように申し入れております。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

それから、4番の案件について、これはもともとみかん園だったところを荒廃してしまって、土地を転用するという事です。ここは上下水が通っておりませんし、

給水はボーリング、あるいは生活雑排水は合併浄化槽を使って側溝に流すということでございます。周囲をブロックで囲んで土砂の流出を防ぐということでございますし、ここも何ら問題はなく許可相当と判断いたしました。

それから5番ですが、この5番は宅地拡張となっておりますが、駐車場に利用したいというようなことで話でございました。いろんな構築物は造らず、雨水は自然浸透ということで、ここも許可相当と判断いたしました。

それから6番の案件ですが、これは南側を市道に接しておりますし、その市道に上下水道は通っております、それを利用して生活雑排水なり給水を行なうということです。周囲はブロックで囲んで土砂の流出を防ぐということでございますので、ここも何ら問題なく許可相当と判断いたします。

7番の案件ですけれども、これは先ほどの4条で申しましたところの隣接地ですね、今度は5条で共同住宅を建てられるわけですが、ここも16戸と非常に戸数が多いので、ここもちり箱の設置の場所の確保と担当課との協議をこちらのほうから申し入れております。現地調査した結果によりましては、何も問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、8番ですが、始末書が添付されております。まず始末書の朗読をお願いいたします。

○係長（上村健也君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは8番、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 10番、坂本です。8番の案件について説明いたします。

申請者の譲渡人と譲受人は親子関係であります。今、始末書にあるとおり、この転用は農地法に係る案件であるにもかかわらず、法的に無知だったために既に13年前に実施されておりました。この点につきましては、転用調査当日に対象者に対し厳しく指導、説明を行ないました。

今回の申請理由は、住宅建築に伴う通路及び宅地の拡張であり、転用面積は106㎡であります。周囲の概要につきましては、東側は宅地で支障はありません。また西、南側はブロックで固め土砂の流出を防ぎます。北側は市道であり支障はありません。現地検討の結果、許可相当と判断いたしました。どうかよろしく願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9、10番は続けてどうぞ。

○20番（福田友明君） 20番の福田です。9番、10番について説明いたします。

まず9番ですけれども、先ほど事務局から説明がありましたけれども、5月の委員会において書類不備において取り下げられた案件であります。これは専大玉名高校の近くで、県道長洲玉名線の南側に位置しており、転用面積が257㎡ということ

であります。給排水計画は、上水道は玉名市の上水道、そしてまた下水道は公共下水道を使うということでございました。雨水は敷地内の西側のほうに側溝に流すということでございます。被害防除計画でございますが、東側は既にブロックで積まれておりまして、南と西と北側は土留め工事を行なうということで、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

それから10番ですけれども、農地外区域外の第1種でございますが、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございますが、場所的にはですね、平成28年度の国道208号線と501号線をつなぐ都市計画道路に面したところでございます。申請人の兄の会社の駐車場並びに資材置場が、この都市計画道路にあたりまして、面積が少なくなると、そういう代用地としてここを利用する計画でございます。転用面積は330㎡でございますが、雨水は自然浸透で、そしてまた余った水は既設の排水路に接続して流す計画でございます。周りの環境への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、11番と12番も続けてどうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。申請人は現在アパート暮らしでしておられますが、実家に隣接する申請地を購入することができたということで、住宅を建築し、生活の向上を図りたいということでございます。この木造平屋建ての120㎡の家でございますが、計画では493と、それから12番の通路をですね、元家の東に位置するもので、西東に長い土地でございますが、181㎡通路にとってあるわけでございます。駐車場もでしょう。それで674㎡ということでちょっと面積も広くなりましたが、何ら関係はないと思います。

そして玉名市のそこは上水道ということで、下水道が通っておりませんので、生活用雑排水は合併浄化槽で処理後パイプを通して水路に放流ということです。隣接地とは別に何もありませんので、コンクリートブロックで土砂の流出を防ぐということでございまして、ほかに影響するようなところは一つもないと思いますし、許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、13、14を続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。13番の案件について説明をいたします。

転用の目的は個人住宅です。転用面積は289㎡です。給排水は市の上下水道を利用されます。雨水については前面側溝に流すということです。現地調査の結果、何ら問題はないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

14番の案件について説明いたします。

転用目的は自己所有の住宅です。転用面積は330㎡です。給排水については、給水は市の上下水道を利用するという事です。雑排水は市の下水道を利用されま

す。雨水は溜め枡を設置して側溝に流すということです。現地調査の結果、何ら問題は無いと判断いたしましたので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、15番は、これも始末書が添付されておりますので、朗読をお願いいたします。

○係長（上村健也君） — 15番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、15番の説明をお願いいたします。どうぞ。

○29番（三川 了君） 29番、三川です。15番の案件について御説明いたします。

譲受人、申請人は、土木建築業を営む建設会社の経営者でありまして、以前、借りておられた建設会社がもう既に埋め立てをされていたということで、今現在もですね、そのまま借用されております。そして事業計画といたしましては、今後資材置場をですね、置場として利用したいということで申請されました。給排水については、新たな給水計画はないそうです。そして雨水はですね、南側に排水路がありますので、そちらに集水枡に集めて流すそうです。今までですね、問題が生じたこともなく、またこれからも今のままの姿で使用するというので、何ら問題もなく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○10番（坂本誠二君） 素朴な質問でですね、恐縮ですけども、さっき私が説明した8番の案件についてですね、始末書が添付された。これは平成12年ですから13年前に着工された。最後の案件についてもですね、平成17年に着工されてるということで、最後の着工は平成27年7月1日、完了平成28年8月31日、これはどういう基準でこの日にちはされとつとでしょうかね。実際は当時にさかのぼって着工日というような具体的に書くわけにはいかんわけですかね。

○議長（東 令佐君） 担当の答弁を。

○10番（坂本誠二君） 8番と15番、例えばですね、結局始末書があるということはおもう既に着工済みだと、その工事が終わってるということですけども、ここに。

○係長（上村健也君） 8番は、すみません8番はですね、今度既存の宅地の中にですね、子どもさんが家を建てられるということで、手狭になるということで周囲の農地を。

○10番（坂本誠二君） いやいや、そうじゃなくして、この宅地拡張のですね、工事は平成12年に終わってるわけですよ、そうですね。だから始末書が添付されたわけですね。そこで着工を平成27年7月1日完了、それと最後の15番のですね、案件についても始末書が添付されてて、着工は27年というふうになってるので、これは実施済みというような形で始末書添付というような、そういうふうな記

載の仕方というのはいないのでしょうかね。

○次長（二階堂正一郎君） 8番の案件は、完了が7月1日から3月31日までとなっており、今後またあの土地に家を建てられるんですけども、その土地と併せて登記をされんといかんとですよ。（「ああ登記」と呼ぶ者あり）だけん子どもさんの家を建てられる分の完了、着工分が入ってます。併せたところで登記をすることになります。

○10番（坂本誠二君） ということは、宅地拡張した分は登記はされてなかったということですね、結局ね。

○次長（二階堂正一郎君） もちろんそうですね。宅地拡張で今後、今は田ん中だけんが地目を今度宅地に変えんといかんけんですね。それはこの家の工事が終わったあとにするということなので、じゃないと許可書のほうに着工完了の期間を書けるんですけども、それがないと法務局のほうを受け付けないんですね。（「ああ登記の関係で」と呼ぶ者あり）はい。そのためにちょっと長めにとってあるんじゃないかと思えます。

15番のほうに関しても同じで、こっちのほうも半分まだ農地で残ってますので、その部分の工事があるということです。よろしいでしょうか。

○10番（坂本誠二君） はい、わかりました。前から思うとったっですよ、着工しとるのに何でかなて思ってますね。わかりました、どうもありがとうございました。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第38号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第39号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第39号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成27年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について、次のとおり意見決定するものとする。平成27年6月5日、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。18ページから28ページまでの132件の集積でございます。

所有権移転が3件の7,035㎡、利用権設定が128件の343,984㎡、利用権転貸が1件の6,087㎡で、合計で132件の357,106㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第39号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第13号から15号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 29ページをお願いします。

報告第13号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は34ページになりますけど、23件の計99,170㎡の解約の通知を受理しております。

次に35ページで、報告第14号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は5件の計2,212㎡の届出を受理しております。

最後に37ページで、報告第15号、許可書変動届について。下記の農地は、農業委員会許可後に許可書変動の届出があったので報告します。平成27年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は1件の1,905㎡の変動届を受理しております。以上です。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

#### 6. その他

○議長（東 令佐君） その他に移りますが、何かその他ございませんか。

(なしの声)

-----○-----

#### 7. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日は慎重なる審議まことにありがとうございました。これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れでした。

-----○-----

閉 会 午後3時20分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年6月5日

玉名市農業委員会会長                      東    令佐

農   業   委   員                              鶴田   克士

農   業   委   員                              永田   知博